

報道発表資料の配付日時 5月5日(日) 19時00分

発表項目 (行事名)	ヒグマ注意報の発出について(浦河町・様似町の全域)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月5日(日)、浦河町上杵臼で山菜採り中の男性1名がヒグマに襲われ負傷しました。 ○ ヒグマによる人身被害が発生し、当該個体が捕獲されていないことから、浦河町と様似町の全域を対象に、ヒグマ注意報を発出し、道民等に注意を促します。 ○ ヒグマ注意報は、本日(5/5)から6/4までの一か月を目安に発出します。 		
参考	○ 注意報の発出は、今年度初。		
報道(取材)に当たってのお願い	人身事故発生防止のため、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	日高振興局	
担当 (連絡先)	環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室(担当者:主幹 <small>ただよし</small> 武田 忠義) TEL 011-231-4111(内線 24-398) ダイヤルイン 011-204-5988 公用スマホ 011-585-6104 内線 20243		

ヒグマ注意報発出地域（広域図）

ヒグマ注意報発出地域
（浦河町、様似町の全域）

出典：国土地理院地図撮影空中写真（1974～2016年）

ヒグマ注意報発出地域（詳細図）

ヒグマ注意報発出地域
（浦河町、様似町の全域）

出典：国土地理院地図撮影空中写真（1974～1978年）

北海道ヒグマ注意報等の概要

今回の発出ケース

参考

■ 目的
道内において、ヒグマの市街地出沒や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害防止などのため、注意報等を出すもの。
※北海道ヒグマ管理計画 第2章の3(1)④ア(工)

■ ヒグマ注意報等

- ・ ヒグマ警報 (警報)
- ・ ヒグマ注意報 (注意報)
- ・ ヒグマ注意喚起 (注意喚起)

■ 注意報等の発出

<警報>
本庁と振興局で同時発出。
振興局は、関係する市町村に、事前に発出情報を提供。

<注意報>
本庁と振興局で同時発出。
なお、発出に当たっては、市町村等の意向を踏まえるものとする。

<注意喚起>
本庁は、必要に応じて道民や来道者へ注意を呼びかける。
振興局は、地域の実情に応じて地域の住民へ注意を呼びかける。

◎ 警報と注意報は、住民等に人身被害発生
の懸念があるときに発出

◎ 注意喚起は、ただちに人身被害の発生は
懸念されないが、注意を促す際に発出

< 注意報等の発出イメージ >

	市街地付近 (住民などが利用する生活圏)	市街地付近 以外 (ヒグマの生息圏)
人身被害発生	警報	注意報
出沒が頻発	注意報	必要に応じて 注意喚起
農業等被害発生	注意報	
その他	注意喚起	

< 発出基準等 >

注意報等	発出基準	対象区域	期間等
警報	市街地付近で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。	ヒグマが出沒している若しくは被害が発生している市町村又はその区域。 ※ 地理的状況や被害状況を考慮し、隣接市町村を必要に応じて対象に加えることができる。	一ヶ月間を目安 ※ 必要に応じて延長
注意報	市街地付近で、ヒグマが頻繁に出沒、又は、ヒグマによる農業等被害が発生し、一般住民への人身被害の発生が懸念される時。 市街地付近以外で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。		
注意喚起	広く一般に又は地域の実情を踏まえて注意を促すとき。	必要に応じ設定可	必要に応じ設定可

注意報等を発出した時は、「ヒグマ出沒時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、必要な対応を行う。

※ 市街地付近とは、市街地等（市街地、集落、人家稠密地域及びその周辺部）、通学路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設等の区域並びにその周辺部をいう。